

保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書

保育所をめぐっては、保育の受皿整備などによって待機児童が4年連続で過去最少を更新する一方で、慢性的な保育士不足による保育の質の低下が懸念されています。

そのような中で、バスへの置き去り事故や、保育士による児童虐待という信じ難い事態も起きています。

昨年、10月時点の保育士の有効求人倍率は2.49倍で、全職種平均の1.35倍を大きく上回っています。深刻な人手不足の一因は業務負担の重さであり、背景には保育士の配置基準があるとされています。現行の配置基準では保育士1人当たりゼロ歳児は3人、1～2歳児は6人、3歳児は20人、4～5歳児は30人で、このうち4～5歳児の配置基準は1948年に定められて以来、一度も見直されていません。また、日本の基準は欧米に比べて手薄で、保育士1人当たりの負担が重く、これでは子どもに目が行き届かず、思わぬ事故にもつながりかねません。さらに、保育士は高い専門性を求められ、責任の重い仕事であるにもかかわらず平均月給は全産業平均よりも約5万円低く、処遇改善も必要です。配置基準の見直し、処遇改善を行い、保育人材を確保することは急務です。

今後、新たな保育需要の増大も見込まれており、どのような状況であっても子どもの安全とより豊かな保育を格差なく保障するために、保育士の配置基準の見直しや公定価格の引上げによる処遇改善を図り、保育の質の向上を求め、国に対し、下記の措置を講じられるよう要請いたします。

記

- 1 保育士配置基準を見直し、保育士の増員を図ること。
- 2 保育士の賃金を引き上げ、専門職にふさわしい処遇に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和5年3月20日

(送付日) 令和5年3月23日

(送付先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣